

平成 29 年第 3 回神奈川県議会定例会議案

(予算 その 3)

目 次		
議 案 番 号	件 名	ページ
定県第 86 号議案	平成29年度神奈川県一般会計補正予算（第 4 号）	1
	第 1 表 歳入歳出予算補正	2
	第 2 表 繰越明許費追加	3
	第 3 表 債務負担行為追加	4
	第 4 表 地方債変更	5
定県第 87 号議案	同 年度神奈川県 母子父子寡婦福祉資金会計補正予算（第 1 号）	7

平成 29 年度神奈川県一般会計補正予算（第 4 号）

平成29年度神奈川県一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 2,739 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 兆 9,449 億 8,954 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費追加」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為追加」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債変更」による。

平成 29 年 11 月 29 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 国庫支出金		千円 131,582,547	千円 58,700	千円 131,641,247
	1 国庫負担金	53,814,771	58,700	53,873,471
12 繰越金		87,354	31,699	119,053
	1 繰越金	87,354	31,699	119,053
14 県債		188,586,000	337,000	188,923,000
	1 県債	188,586,000	337,000	188,923,000
歳 入 合 計		1,944,562,149	427,399	1,944,989,548

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 環境費		千円 10,503,036	千円 38,000	千円 10,541,036
	3 自然保護費	1,354,296	38,000	1,392,296
5 民生費		419,948,556	29,939	419,978,495
	5 児童福祉費	74,816,556	29,939	74,846,495
8 農林水産業費		16,291,199	55,803	16,347,002
	4 林業費	8,202,704	55,803	8,258,507
13 災害復旧費		559,713	303,657	863,370
	2 公共土木施設 災害復旧費	276,313	303,657	579,970
歳 出 合 計		1,944,562,149	427,399	1,944,989,548

第2表 繰越明許費追加

款	項	事業名	金額
4 環境費			24,000 ^{千円}
	3 自然保護費		24,000
		古都及び緑地保全事業費	24,000
8 農林水産業費			44,527
	4 林業費		44,527
		治山事業費	44,527
10 土木費			208,200
	2 道路橋りょう費		166,000
		道路災害防除事業費	166,000
	3 河川海岸費		24,500
		河川改修事業費	24,500
	4 砂防費		17,700
		急傾斜地崩壊対策事業費	17,700
13 災害復旧費			226,090
	2 公共土木施設 災害復旧費		226,090
		平成29年度災害復旧費	115,090
		平成29年災害復旧費	111,000
合 計			502,817

第3表 債務負担行為追加

事 項	期 間	限 度 額
津久井やまゆり園千木良園舎 (仮称) 新築工事設計費	平成29年度から 平成31年度まで	千円 213,000
港 湾 指 定 管 理 費	平成29年度から 平成33年度まで	493,927

第4表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
(環境債) 緑地保全等 事業費	千円 165,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 平成29年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、 利率見 直し方 式で借 り入れ る公的 資金に ついて は、利 率の見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直し後 の利率 とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他	千円 203,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 平成29年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、 利率見 直し方 式で借 り入れ る公的 資金に ついて は、利 率の見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直し後 の利率 とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 一般歳入 又はその 他
(農林水産業債) 一般公共 事業費	2,205,000		2,260,000					
(災害復旧債) 公共土木施設 災害復旧費	87,000		331,000					

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		
合 計	188,586,000				188,923,000			

平成 29 年度神奈川県母子父子寡婦福祉資金会計 補正予算（第 1 号）

平成29年度神奈川県母子父子寡婦福祉資金会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,981 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 7,395 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 29 年 11 月 29 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 収 入		千円 484,138	千円 89,817	千円 573,955
	2 繰 入 金	13,397	29,939	43,336
	5 県 債	—	59,878	59,878
歳 入 合 計		484,138	89,817	573,955

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金		千円 484,138	千円 89,817	千円 573,955
	1 貸 付 金	468,966	89,817	558,783
歳 出 合 計		484,138	89,817	573,955

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
(民生債) 母子父子寡婦 福祉資金貸付金	千円 59,878	借入先 厚生労働 省 借入方法 普通貸借 又はその他 借入時期 平成29年 度	無利子	償還期間 貸付業務 を廃止したとき。 ただし、財政の都 合により繰上償還 することができる。 償還財源 貸付返納 金又はその他

